

各介護サービス事業者様

横浜市健康福祉局介護事業指導課  
高齢施設課

## 令和3年度「介護サービス情報の公表」の実施について

今年度の情報公表制度の実施に当たっては、次の点についてご留意願います。

## 1 調査票提出について

調査票の提出等の事務手続については、横浜市指定情報公表センターホームページ ([https://center.rakuraku.or.jp/service\\_office/yokohama/index.html](https://center.rakuraku.or.jp/service_office/yokohama/index.html)) を活用します。期日までに報告してください。

※訪問調査を行わない事業所であっても、市長への基本情報及び運営情報の報告は介護保険法に基づく事業者の義務です。報告の内容は公表されることを前提に、内容を十分確認の上、報告してください。（報告内容が事実と相違している場合、虚偽報告として、介護保険法に基づく処分の対象となる場合があります。）

## 2 手数料について

## (1) 納付方法等

納付可能な金融機関は納入通知書の裏面に記載がありますので、ご確認のうえ納付くださるようお願いいたします。納付期限については、納入通知書に記載のとおりですので、期限内に必ず納付くださるようよろしくお願いいたします。

なお、詳細については、横浜市指定情報公表センターホームページに掲載されている『令和3年度「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等について』の3～4ページをご覧ください。

## (2) 訪問調査を行わない場合の取扱い

訪問調査を行わない事業所にあっても、基本情報及び運営情報の公表事務にかかる情報公表手数料は必要となります。

## 3 訪問調査について

## (1) 調査の対象

以下の年度に新規指定を受けたサービスが調査対象となります。

(2021年2月～9月の新規指定事業所については次年度以降に調査を実施する予定です。)

- |  |
|--|
| ① 平成11年度（1999年4月1日～2000年3月31日）の新規指定      |
| ② 平成14年度（2002年4月1日～2003年3月31日）の新規指定      |
| ③ 平成17年度（2005年4月1日～2006年3月31日）の新規指定      |
| ④ 平成20年度（2008年4月1日～2009年3月31日）の新規指定      |
| ⑤ 平成23年度（2011年4月1日～2012年3月31日）の新規指定      |
| ⑥ 平成26年度（2014年4月1日～2015年3月31日）の新規指定      |
| ⑦ 令和元年度～令和2年度（2019年4月1日～2021年3月31日）の新規指定 |
| ⑧ 令和3年度の新規指定（2021年4月1日～）※みなし指定以外         |

## (2) 調査日の予約

計画通知書に記載の調査機関から調査日の調整の連絡（電話又はファックス）が入りますのでご対応願います。

問合せ先

施設系サービス	健康福祉局高齢施設課	電話	045-671-4117
密着系サービス	健康福祉局介護事業指導課	電話	045-671-3466
居宅系サービス	健康福祉局介護事業指導課	電話	045-671-3413